

大阪大学大学祭中央実行委員会規約

第1章・総則

第1条 (名称)

大阪大学（以下「本学」という）における大学祭（以下「本祭」という）の運営にあたる主執行機関として、大阪大学大学祭中央実行委員会（以下、「本会」という）を置く。

第2条 (立場)

本会は大学公認団体として、本祭を統括する。

第3条 (目的)

本会は本祭の統括と発展及び本祭を通じて本学の活性化を目的とする。

第4条 (事務局)

本会は事務局を豊中市待兼山町 1-10 大阪大学明道館内 BOX8 に置く。

第2章・構成

第5条 (実行委員)

1. 本学の学生で第3条に賛同し、本祭の運営に当たるものを実行委員とする。運営とは、第8条における任務に携わることを指す。
2. 実行委員は本人の意思で自由に入会及び退会が出来る。その際本会委員長に対して意思表示し認可される必要がある。

第6条 (組織)

本会は以下の組織を持つ。

総務局 広報局 財務局 ステージ局 企画局 装飾局

第7条 (役員)

第1項 . 本会の役員は以下のように置く。

委員長 1名 副委員長 1名 総務局長 1名 広報局長 1名
財務局長 1名 ステージ局長 1名 企画局長 1名 装飾局長 1名

第2項 . 役員は本会より選出され、任期は1年とする。再任は妨げない。また、委員長及び副委員長と各局長の兼任は妨げない。

第3項 . 役員が不在または職務を行えない状態にあるときは、本会の判断により選出された代理役人がその職務を行う。

第4項 . 参加団体によって役員に対する不信任案が提出された場合、本会は直ちに臨時総会を開催する。その際、全企画責任者の3分の2以上の賛成をもって役員の不信任が成立した場合は、役員は速やかに辞任しなければならない。辞任後は本規約第7条第3項に従って新たな役員を選出する。

第8条 (任務)

第1項 . 総務局は総会の運営、企画の統括及び各種手続きの受付を行う。

第2項 . 広報局は渉外、パンフレット作成及び情報宣伝を行う。

第3項 . 財務局は会計及び予算、決算の作成を行う。

第4項 . ステージ局はステージの設営、管理及びステージ企画の統括を行う。

第5項 . 企画局は本祭の実行委員企画の運営を行う。

第6項 . 装飾局は学内の装飾、本祭の演出を行う。

第7条 . その他実行委員は、必要であれば適宜各局の補助を行う。

第3章・会議

第9条 （役員会議）

役員会議は委員長が必要と認めた時、また役員からの要望があったときに行う。

第10条 （実行委員会会議）

第1項．実行委員会会議は原則週に1回行われ、委員長が召集するものとする。

第2項．実行委員会会議では、本祭の運営において必要な事項を話し合う。

第4章・会計

第11条 （会計年度）

本会の会計は1期1年とする。

第12条 （経費）

本会の会計収入は広告料、協賛金及び企画参加金をもって充てる。

第13条 （予算・決算の承認）

予算及び決算はまちかね祭第1回総会での総会出席者の過半数の承認を得なければならない。

第 5 章・附則

第 14 条 （規約の制定）

本規約は第 9 条において定められた役員会議で制定する。

第 15 条 （規約の改廃）

規約の改廃は原則として第 9 条において定められた役員会議にて行う。

第 16 条 （規約の施行）

本規約は平成 25 年に行われるまちかね祭第一回総会より施行される。また、本規約の施行までは、前年度規約を準用する。